

売却区分番号	広島局 180 - 1		
見積価額	5,668,000円	公売保証金	570,000円
財産の表示	1 所在 岡山県笠岡市笠岡字西ノ浜 地番 5947番3 地目 宅地 地積 251.65 平方メートル 2 (主である建物の表示) 所在 岡山県笠岡市笠岡字西ノ浜 5947番地3 家屋番号 5947番3 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 105.97 平方メートル 2階 43.77 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域（非線引き） 第一種住居地域 建ぺい率 60 パーセント 容積率 200 パーセント		
接道状況	公売財産は、北西側で幅員約 6 メートルの舗装市道に約 0.5 メートル高く接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、北西側を間口として、間口約 15 メートル、奥行き約 16 メートルのほぼ整形地です。		
使用状況等	公売財産は、令和 7 年 4 月現在、利用されていません。		
特記事項	公売財産 1 は、公売財産 2 の敷地として利用されています。 公売財産 2 の新築年月日は、昭和 58 年 3 月 18 日です。 公売財産 2 の室内には、関係者の生活用動産が放置されています。 公売財産上に公売対象外の未登記建物（カーポート、簡易倉庫等）があります。 公売財産 1 及び 2 は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		
住居表示等	岡山県笠岡市笠岡 5947-3		
最寄駅等	J R 山陽本線「笠岡」駅から南西方へ道路距離で約 0.7 キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があるため、使用者又は占有者に対して明渡しを求		

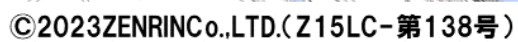
売却区分番号	広島局180-1		
見積価額	5,668,000円	公売保証金	570,000円
	める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。 この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。		
陳述書の提出	不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。 ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。		

広島局 1 8 0 - 1

広島国税局公売財産



広島国税局公売財産



売却区分番号

広島局180-1

【公図】

広島国税局公売財産



【各階平面図】 【建物図面】

広島国税局公売財産

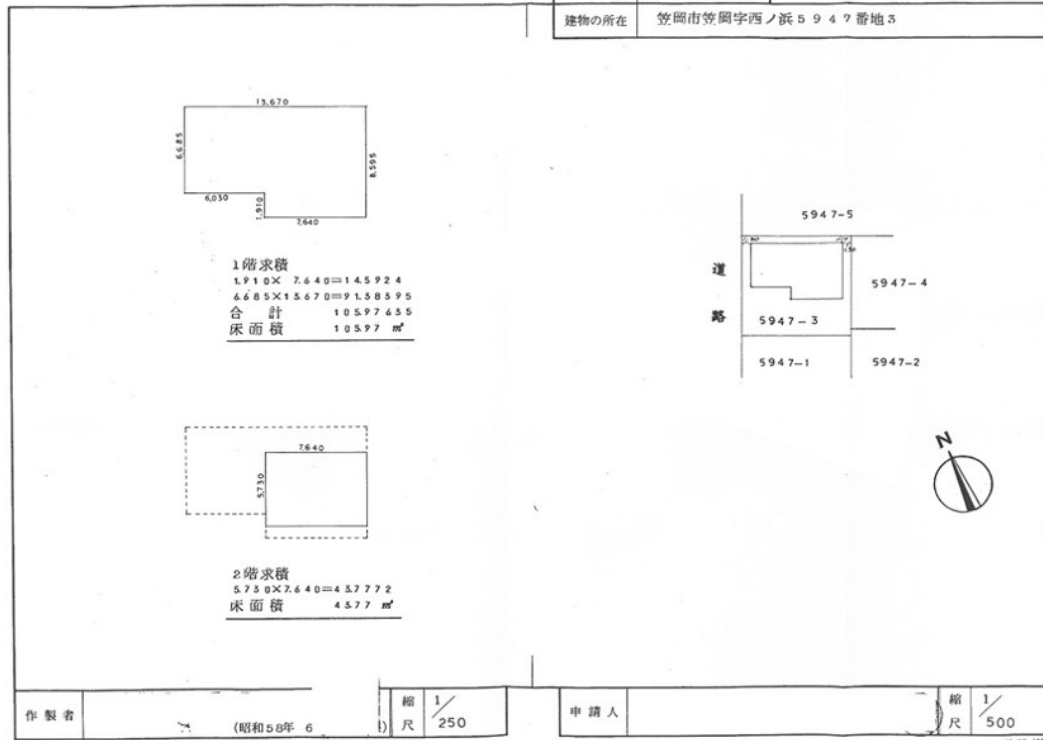
登記年月日：昭和58年6月21日

0166668 各階平面図

家屋番号 5947-3

建物図面 59.6.2

建物の所在 笠岡市笠岡字西ノ浜5947番地3



作製者

(昭和58年 6)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

30.15 (M)

売却区分番号

広島局180-1



売却区分番号

広島局180-1

広島国税局公売財産

令和7年4月撮影

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年4月撮影

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局180-1

広島国税局公売財産

令和7年4月撮影



- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年4月撮影

【南東側から撮影】



- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局180-1



広島国税局公売財産

令和7年4月撮影

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 未登記建物は公売財産には含まれません。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。